

改正

平成3年10月1日告示第19号

平成12年10月12日告示第31号

平成20年2月25日告示第15号

平成27年5月25日告示第61号

平成30年1月30日告示第5号

令和2年5月11日告示第61号

令和4年8月8日告示第102号

三春町中小企業借入金利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 町は、三春町中小企業者が経営の合理化、近代化を推進し、企業の安定成長を期するため、金融緩和対策の一環として、三春町補助金等の交付に関する規則（平成17年三春町規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより当分の間予算の範囲内で借入金に対し補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することを目的とする。

(利子補給金額)

第2条 利子補給金は、事業者が別表に掲げる事業を行う場合に要する補給対象経費について、各年12月31日までに支払った利子を対象とし、同表に掲げる補給率の範囲内において町長が定める額とする。

(利子補給金の対象者)

第3条 利子補給金の対象は、1カ年以上町内に居住し引続き企業を営む者で、町税（県民税を含む。）の滞納又は町に代位弁済中、或は金融機関との取引停止中である者を除く。

(利子補給金の交付事務)

第4条 別表に掲げる対象融資資金のうち福島県商工事業協同組合資金、小規模事業者経営改善資金（旧日本政策金融公庫経営改善資金）の利子補給金に係るすべての事務は、三春町商工会を経由して行うものとする。

(利子補給金の交付申請等の委任)

第5条 別表に掲げる対象融資資金のうち福島県商工事業協同組合資金、小規模事業者経営改善資金（旧日本政策金融公庫経営改善資金）の利子補給金の交付を受けようとする者は、利子補給金の交付申請、請求（以下「申請等」という。）について三春町商工会長に委任するものとする。

2 前項の規定により申請等を委任したときは、規則第6条の規定による利子補給金の交付決定通知は当該委任を受けた三春町商工会長に行うものとする。

（利子補給金の交付申請）

第6条 規則第5条の申請書の提出期限は毎年1月31日までとする。

2 前項の申請書には、当該借入金を融資した金融機関が証明した償還利子及び延滞金等の証明書を添付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、町長が必要と認めた場合における概算払い請求を行おうとする者は11月末日までに請求書を提出するものとする。

（利子補給金の交付決定）

第7条 町長は、提出された利子補給金の交付申請書を審査し、利子補給金の交付の決定及び額の確定を行い申請者に通知するものとする。

2 三春町商工会長は、第5条第2項の規定により利子補給金の交付決定を受けたときは、利子補給金の交付決定内容を速やかに委任した者に通知しなければならない。

（利子補給金の交付の請求）

第8条 利子補給金の決定通知を受けた者は、速やかに利子補給金交付請求書を提出するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則（平成3年10月1日告示第19号）

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成12年10月12日告示第31号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成20年2月25日告示第15号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月25日告示第61号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の三春町中小企業借入金利子補給金交付要綱の規定は、平成27年5月1日から適用する。

附 則（平成30年1月30日告示第5号）

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（令和2年5月11日告示第61号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年8月8日告示第102号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名	対象融資資金	補助率
中小企業融資制度対策事業	1 利子補給 (1) 三春町中小企業経営合理化資金 (2) 福島県商工事業協同組合資金 (3) 小規模事業者経営改善資金（旧日本政策金融公庫経営改善資金） (4) 新型コロナウイルス対策特別資金	借入額のうち、融資1件あたり2,000万円を限度に年利率1%（ただし、令和2年1月から令和4年12月分までに係る分は1.5%とする。）相当額を5年以内